

熊本県総合射撃場利用料金改定について

令和元年10月1日からの消費税増税に伴い、利用料金が下記のとおり改定されます。

●施設利用料

(消費税等込)

区 分				現行	
一般使用	ライフル射撃	空気銃射場	学生	1人1時間までごとにつき	100円
			その他の者	1人1時間までごとにつき	160円
		小口径銃射場	学生	1人1時間までごとにつき	200円
			その他の者	1人1時間までごとにつき	390円
		光線銃射場	学生	1人1時間までごとにつき	100円
			その他の者	1人1時間までごとにつき	160円
	クレー射撃場	県内の者	1人1日につき	510円	
		学生(県外)	1人1日につき	780円	
		その他(県外)	1人1日につき	1,720円	
専用使用	ライフル射撃	空気銃射場	4時間までごとにつき	13,760円	
		小口径銃射場	4時間までごとにつき	35,200円	
		光線銃射場	4時間までごとにつき	3,200円	
	クレー射撃場	1面1日につき	20,900円		

備考 「学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。

●施設利用料

(消費税等込)

区 分		改定後
クレー放出機	クレー1枚につき	40円
光線銃装置	一式1時間までごとにつき	60円
会議室	1室1時間までごとにつき	440円
研修室	1室1時間までごとにつき	660円